

神奈川県『遊漁船業の適性化に関する法律』に係る不利益処分基準 新旧対照表

新	旧	変更点
(不利益処分等を行う場合) 3 不利益処分等は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に命ずることができる。 <u>(1) 法第4条第2項の規定による届出において虚偽の届出をした場合、又は同条第3項の規定による利用者の安全の確保等の農林水産省令で定める事項を定めなかった場合</u> <u>(2)</u> (略) (削除) (3) (略) (4) 法第14条第1項又は第2項の規定に違反して、気象情報等の収集等を行わなかった場合 (5) 法第15条の規定に違反して、利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合 (6) 法第16条の規定に違反して、利用客に対し漁場における採捕に関する制限等の内容を周知しない場合 (7) 法第17条第1項の規定に違反して、標識を掲示し	(不利益処分等を行う場合) 3 不利益処分等は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に命ずることができる。 (新設) <u>(1)</u> (略) <u>(2) 法第11条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第11条第2項の規定による利用者の安全等の確保等定める事項を定めなかった場合</u> (3) (略) (4) 法第13条第1項又は第2項の規定に違反して、気象情報等の収集等を行わなかった場合 (5) 法第14条の規定に違反して、利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合 (6) 法第15条の規定に違反して、利用客に対し漁場における採捕に関する制限等の内容を周知しない場合 (7) 法第16条第1項の規定に違反して、標識を掲示	○法改正に伴う表記の整理および該当条項の変更による組み換え ○同上 ○法改正による条ずれの修正

新	旧	変更点
なかった場合 (8) 法第 <u>18</u> 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、名義を他人に遊漁船業のため利用させた場合又は遊漁船業を他人にその名において経営させた場合 <u>(9) 法第 19 条の規定に違反して、事故の報告を届出なかった場合</u> <u>(10) 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合 (法 <u>20</u> 条及び法第 <u>21</u> 条第 1 項第 1 号)</u> <u>(11) 不正の手段により遊漁船業者の登録を受けた場合 (法第 <u>21</u> 条第 1 項第 2 号)</u> <u>(12) 法第 <u>21</u> 条第 1 項第 3 号に掲げる事由のうち、法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 <u>8</u> 号から第 <u>16</u> 号までのいずれかに該当することとなった場合</u> <u>(13) 法第 <u>29</u> 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合</u> <u>(14) (略)</u> (不利益処分等を行う場合の基準) 4 (略) (1) (略) (2) 不利益処分	しなかった場合 (8) 法第 <u>17</u> 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、名義を他人に遊漁船業のため利用させた場合又は遊漁船業を他人にその名において経営させた場合 (新設) <u>(9) 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合 (法 <u>18</u> 条及び法第 <u>19</u> 条第 1 項第 1 号)</u> <u>(10) 不正の手段により遊漁船業者の登録を受けた場合 (法第 <u>19</u> 条第 1 項第 2 号)</u> <u>(11) 法第 <u>19</u> 条第 1 項第 3 号に掲げる事由のうち、法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 <u>4</u> 号から第 <u>9</u> 号までのいずれかに該当することとなった場合</u> <u>(12) 法第 <u>24</u> 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合</u> <u>(13) (略)</u> (不利益処分等を行う場合の基準) 4 (略) (1) (略) (2) 不利益処分	○法改正による新規規定の追加 ○法改正による条ずれの修正

新	旧	変更点
ア 業務改善命令 本処分基準 4 (1) イの警告に従わず、次の (ア) から <u>(サ)</u> に係る違反等が改善されていない場合、<u>法第 20 条</u>に規定する業務改善命令を命ずることができる。 <u>(ア)</u> <u>法第 4 条第 3 項</u> <u>(イ)</u> <u>法第 6 条第 1 項第 11 号又は第 12 号</u> <u>(ウ)</u> <u>法第 6 条第 1 項第 14 号又は第 15 号</u> <u>(エ)</u> <u>法第 6 条第 1 項第 16 号</u> <u>(オ)</u> <u>法第 7 条第 1 項</u> (削除) <u>(カ)</u> (略) <u>(キ)</u> <u>法第 14 条第 1 項又は第 2 項</u> <u>(ク)</u> <u>法第 15 条</u> <u>(ケ)</u> <u>法第 16 条</u> <u>(コ)</u> <u>法第 17 条第 1 項</u> <u>(サ)</u> <u>法第 29 条第 1 項</u> イ 事業停止命令 前号の命令に従わない場合、<u>法第 21 条第 1 項</u>に規定する事業停止命令を命ずることができる。 ウ 登録の取消し 前号の命令に従わない場合若しくは次の (ア) から (ウ) に係る違反等が認められる場合又は前々号の命令に違反した上で事故に至った場合には、<u>法第 21 条第 1 項</u>に規定する登録の取消しをすることができる。	ア 業務改善命令 本処分基準 4 (1) イの警告に従わず、次の (ア) から <u>(コ)</u> に係る違反等が改善されていない場合、<u>法第 18 条</u>に規定する業務改善命令を命ずることができる。 (新設) <u>(ア)</u> <u>法第 6 条第 1 項第 6 号又は第 7 号</u> <u>(イ)</u> <u>法第 6 条第 1 項第 8 号又は第 9 号</u> (新設) <u>(ウ)</u> <u>法第 7 条第 1 項</u> <u>(エ)</u> <u>法第 11 条第 1 項又は第 2 項</u> <u>(オ)</u> (略) <u>(カ)</u> <u>法第 13 条第 1 項又は第 2 項</u> <u>(キ)</u> <u>法第 14 条</u> <u>(ク)</u> <u>法第 15 条</u> <u>(ケ)</u> <u>法第 16 条第 1 項</u> <u>(コ)</u> <u>法第 24 条第 1 項</u> イ 事業停止命令 前号の命令に従わない場合、<u>法第 19 条第 1 項</u>に規定する事業停止命令を命ずることができる。 ウ 登録の取消し 前号の命令に従わない場合若しくは次の (ア) から (ウ) に係る違反等が認められる場合又は前々号の命令に違反した上で事故に至った場合には、<u>法第 19 条第 1 項</u>に規定する登録の取消しをすることができる。	○法改正による条ずれの修正 ○法改正による該当条項の変更による組み換え ○法改正による条ずれの修正

新	旧	変更点
(ア) 法第18条第1項又は第2項 (イ) 法第21条第1項第2号 (ウ) 法第6条第1項第2号又は第8号から第16号までのいずれかに該当することとなったとき (不利益処分等の方法) 10 不利益処分等は、次の(1)から(4)に掲げた所属が、それぞれ所管する市町に営業所がある遊漁船業者について行う。なお、不利益処分等を行った場合は、環境農政局農水産部水産課長へ報告するものとする。 (1) 環境農政局農水産部水産課 (2) 横須賀三浦地域県政総合センター農政部地域農政推進課 (3) 湘南地域県政総合センター農政部地域農政推進課 (4) 県西地域県政総合センター農政部地域農政推進課 (遊漁船業団体の指定の取消し) 12 遊漁船業団体が前条の規定による命令に違反したときは、法第24条の指定を取り消すことができる。	(ア) 法第17条第1項又は第2項 (イ) 法第19条第1項第2号 (ウ) 法第6条第1項第2号又は第4号及び第5号のいずれかに該当することとなったとき (不利益処分等の方法) 10 不利益処分等は、次の(1)から(4)に掲げた所属が、それぞれ所管する市町に営業所がある遊漁船業者について行う。なお、不利益処分等を行った場合は、環境農政局農政部水産課長へ報告するものとする。 (1) 環境農政局農政部水産課 (2) 横須賀三浦地域県政総合センター地域農政推進課 (3) 湘南地域県政総合センター地域農政推進課 (4) 県西地域県政総合センター地域農政推進課 (遊漁船業団体の指定の取消し) 12 遊漁船業団体が前条の規定による命令に違反したときは、法第20条の指定を取り消すことができる。	

神奈川県『遊漁船業の適性化に関する法律』に係る不利益処分基準 別表 新旧対照表

新						旧						変更点
別表 違反内容による不利益処分等の方法及び累犯の扱いについて（処分基準4 関係）						別表 違反内容による不利益処分等の方法及び累犯の扱いについて（処分基準4 関係）						○法改正に伴う条ずれの修正およびこれに伴う組み換え
	行政指導 又は不利益 処分の 種類	行政指導 又は不利益 処分の方法	違反内容	説明	処分内 容		行政指導 又は不利益 処分の 種類	行政指導 又は不利益 処分の方法	違反内容	説明	処分内 容	
1	行政指導 処分基準 4 (1)ア	文書による指導 の他口頭による指導を含む	処分基準3 (1)から (14)まで掲 げる事項	法の規定に違反している状態 又は違反する恐れがある状態 (以下「違反等」と言う)を確認した場合	指導	1	行政指導 処分基準 4 (1)ア	文書による指導 の他口頭による指導を含む	処分基準3 (1)から (13)まで 掲げる事項	法の規定に違反している状態又は違反する恐れがある状態（以下「違反等」と言う)を確認した場合	指導	
2	警告 処分基準 4 (1)イ	原則として文書による指導	処分基準3 (1)から (14)まで掲 げる事項	指導に従わず違反等の状況が継続している場合、若しくは5年以内に同一の違反等を確認した場合	警告	2	警告 処分基準 4 (1)イ	原則として文書による指導	処分基準3 (1)から (13)まで 掲げる事項	指導に従わず違反等の状況が継続している場合、若しくは5年以内に同一の違反等を確認した場合	警告	

新						旧						変更点
										場合		
3	不利益 処分 業務改善命令 処分基準 4 (2)ア	処分基準 4(1)アの指導に従わず同基準4(2)ア(ア)に該当する違反等の状態となった場合、警告を行わず弁明の機会を付与した上で、業務改善命令を発する	・登録者である未成年者の法定代理人または法人での役員が法第6条第1項第1号から第10号までの登録の拒否要件に該当することとなった場合(法第6条第1項第11号及び第12号)	登録者が登録の要件を満たさない状態であるが、業務改善命令により法定代理人または役員が交代することによって改善可能であると考えられるもの	業務改善命令	3	不利益 処分 業務改善命令 処分基準 4 (2)ア	処分基準 4(1)アの指導に従わず同基準4(2)ア(ア)に該当する違反等の状態となった場合、警告を行わず弁明の機会を付与した上で、業務改善命令を発する	・登録者である未成年者の法定代理人または法人での役員が法第6条第1項第1号から第5号までの登録の拒否要件に該当することとなった場合(法第6条第1項第6号及び第7号)	登録者が登録の要件を満たさない状態であるが、業務改善命令により法定代理人または役員が交代することによって改善可能であると考えられるもの	業務改善命令	
		処分基準 4(1)イの警告に従わず同基準4(2)ア(ウ)、(エ)及び(ク)のいずれかに該当する違反等の状態が継続している場合、弁	・登録内容又は業務規程の内容に変更があったときに届出をせず、又は虚偽の届出をした場合(法第7条第1項、 <u>法第8条</u>) ・利用者に對し、漁場における採捕に関する制限等の内容	利用者の安全の保護に直接係る違反と判断されないもので、業務改善命令により、改善可能であると考えられるもの	業務改善命令			処分基準 4(1)イの警告に従わず同基準4(2)ア(ウ)、(エ)及び(ク)のいずれかに該当する違反等の	・登録内容又は業務規程の内容に変更があったときに届出をせず、又は虚偽の届出をした場合(法第7条第1項、 <u>第11条第1</u>	利用者の安全の保護に直接係る違反と判断されないもので、業務改善命令により、改善可能であると考えられるもの	業務改善命令	

新						旧						変更点
		明の機会を付与し、業務改善命令を発する	を周知しない場合(法第16条)					状態が継続している場合、弁明の機会を付与し、業務改善命令を発する	項) ・利用者に対し、漁場における採捕に関する制限等の内容を周知しない場合(法第15条)			
		処分基準4(1)イの警告に従わず同基準4(2)ア(エ)から(キ)、(ケ)及び(コ)のいずれかに該当する違反等の状態が継続している場合、弁明の機会を付与し、業務改善命令を発する	・業務規程を届出ず、又は虚偽の届出をした場合(法第8条) ・業務規程に利用者の安全の確保等定めなかった場合(法第4条第3項、法第6条第1項第16号) ・遊漁船業務主任者に業務を行わせなかった場合(法第12条) ・気象情報等の収集などを行わなかった場合	利用者の安全の保護に直接係る違反と判断されるもので、業務改善命令により、改善可能であると考えられるもの	業務改善命令			処分基準4(1)イの警告に従わず同基準4(2)ア(エ)から(キ)、(ケ)及び(コ)のいずれかに該当する違反等の状態が継続している場合、弁明の機会を付与し、業務改善命令を発する	・業務規程を届出ず、又は虚偽の届出をした場合(法第11条第1項) ・業務規程に利用者の安全の確保等定めなかった場合(法第11条第2項) ・遊漁船業務主任者に業務を行わせなかった場合(法第12条)	利用者の安全の保護に直接係る違反と判断されるもので、業務改善命令により、改善可能であると考えられるもの	業務改善命令	

新						旧						変更点
			(法第14条 第1項又は 第2項) ・利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合(法第15条) ・標識を掲示しなかった場合(法第17条第1項) ・報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合(法第29条第1項)						・気象情報等の収集などを行わなかった場合 (法第13条第1項又は第2項) ・利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合(法第14条) ・標識を掲示しなかった場合(法第16条第1項) ・報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、			

新						旧						変更点
		処分基準 4（１）アの指導に従わず同基準 4（２）ア（イ）に該当する違反等の状態が継続している場合、緊急を要する違反のため弁明の機会を付与せず、警告を行わず、直ちに業務改善命令を発する	・遊漁船業務主任者を選任していない場合（法第6条第1項第14号に該当することとなった場合） ・保険切れの場合（法第6条第1項第15号に該当することとなった場合）	・利用者の安全の保護に直接係る違反と判断されるもので、業務改善命令により、改善可能であると考えられるもの	業務改善命令			処分基準 4（１）アの指導に従わず同基準 4（２）ア（イ）に該当する違反等の状態が継続している場合、緊急を要する違反のため弁明の機会を付与せず、警告を行わず、直ちに業務改善	妨げ、若しくは忌避した場合（法第24条第1項）			
4 5	事業停止命令	処分基準4（２）	業務改善命令に違反した場合		事業停止（基準							

新						旧						変更点
	処分基準 4 (2)イ	アの業務改善命令に従わない場合、聴聞を行った上で、事業停止命令を発する	(法第21条第1項第1号)		期間) 15日～ 60日			命令を発する				
			・利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合(法第15条) ・標識を掲示しなかった場合(法第17条第1項) ・利用者に対し、漁場における採捕に関する制限等の内容を周知しない場合(法第16条)		事業停止 (基準期間) 15日	4 5		処分基準4(2)アの業務改善命令に従わない場合、聴聞を行った上で、事業停止命令を発する	業務改善命令に違反した場合(法第19条第1項第1号)		事業停止 (基準期間) 15日～ 60日	
			・登録内容又は業務規程の内容に変更があったときに届出をせず、又は虚偽の届出をした場合(法第7条第1項、法第8		事業停止 (基準期間) 30日				・利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合(法第14条) ・標識を掲示しなかった場合(法第16条第1項) ・利用者に対し、漁場における採捕に関する制限等の内容を周知しない場合(法第15条)		事業停止 (基準期間) 15日	
									・登録内容又は業務規程の内容に		事業停止 (基	

新						旧						変更点
			条) ・気象情報等の収集などを行わなかった場合（ <u>法第14条第1項又は第2項</u> ） ・業務規程に利用者の安全の確保等定める事項を定めなかった場合（ <u>法第4条第3項</u> ）						変更があったときに届出をせず、又は虚偽の届出をした場合(<u>法第7条第1項、法第11条第1項</u>) ・気象情報等の収集などを行わなかった場合（ <u>法第13条第1項又は第2項</u> ） ・業務規程に利用者の安全の確保等定める事項を定めなかった場合（ <u>法第11条第2項</u> ）		準 期 間) 3 0日	
			・報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合（ <u>法第29条第1項</u> ）		事業停止 （基準 期間） 45日							
			・遊漁船業務主任者に業務を行わせなかった場合（ <u>法第12条</u> ） ・遊漁船業務主任者を選任		事業停止 （基準 期間） 60日							
		処 分 基 準 4 （ 2 ） ア の 業 務 改 善 命 令			処 分 基 準 4 （ 2 ）				・遊漁船業務主任者に業務を行わ		事業停止 （基準	

新						旧						変更点
		に従わない場合、緊急を要する違反のため聴聞を行わず、ただちに事業停止命令を発する	していない場合（法第21条第1項第3号に掲げる事由のうち、法第6条第1項第14号に該当することとなった場合） ・保険切れの場合（法第21条第1項第3号に掲げる事由のうち、法第6条第1項第15号に該当することとなった場合）					アの業務改善命令に従わない場合、緊急を要する違反のため聴聞を行わず、ただちに事業停止命令を発する	せなかった場合（法第12条） ・遊漁船業務主任者を選任していない場合（法第19条第1項第3号に掲げる事由のうち、法第6条第1項第8号に該当することとなった場合） ・保険切れの場合（法第19条第1項第3号に掲げる事由のうち、法第6条第1項第9号に該当することとなった場合）		期間） 60日	
	登録の取消 処分基準 4 (2)ウ	処分基準4（2）イの事業停止命令に従わない場合若しくは、処分基準4	・登録者である未成年者の法定代理人または法人での役員が法第6条第1号から第10号までの登録の拒否要件に該当するこ	利用者の安全の保護に直接係る違反と判断されるものでこの法律に基づく命令に違反した場合若しくは、法第33条又は第34条の罰則が適	登録取消		登録の取消 処分基準 4 (2)ウ	処分基準4（2）イの事業停止命令に従わない場合若	・登録者である未成年者の法定代理人または法人での役員が法第6条第1号か	利用者の安全の保護に直接係る違反と判断されるものでこの法律に基づく命令に違反した場	登録取消	

新						旧						変更点
		ウの（ア） から（ウ） に係る違 反等が認 められる 場合又は、 処分基準 ４（２）ア による業 務改善命 令に違反 して事故 に至った 場合、聴聞 を行った 上で登録 の取消を 行う。	ととなった場合 （法第６条第１ 項第11号及び第 12号） 事業停止命令 に違反した場合 （法第21条第１ 項第１号） ・名義を他 人に遊漁船 業のため利 用させた場 合（法第18条 第１項） ・遊漁船業 を他人にそ の名におい て経営させ た場合（法第 18条第２項） ・不正の手 段により遊 漁船業者の 登録を受け た場合（法第 21条第１項 第２号） ・第６条第 １項第２号 又は第８号	用されるもの、登 録拒否要件に該当 することとなった とき及び業務改善 命令に違反して事 故に至った場合				しくは、処 分基準４ ウの（ア） から（ウ） に係る違 反等が認 められる 場合又は、 処分基準 ４（２）ア による業 務改善命 令に違反 して事故 に至った 場合、聴聞 を行った 上で登録 の取消を 行う。	ら第5号まで の登録の拒否 要件に該当す ることとなっ た場合（法第 6条第１項第 6号及び第7 号） 事業停止命 令に違反した 場合（法第19 条第１項第１ 号） ・名義を 他人に遊 漁船業の ため利用 させた場 合（法第17 条第１項） ・遊漁船 業を他人 にその名 において 経営させ た場合（法 第17条第 2項） ・不正の 手段によ	合若しくは、法 第28条又は第29 条の罰則が適用 されるもの、登 録拒否要件に該 当することとな ったとき及び業 務改善命令に違 反して事故に至 った場合		

新						旧						変更点
			及び第9号 のいずれか に該当する こととなっ た場合						り遊漁船 業者の登 録を受け た場合(法 第19条第 1項第2 号) ・第6条 第1項第 2号又は 第4号及び 第5号のい ずれかに 該当する こととな った場合			
			業務改善命令 に違反して事故 に至った場合						業務改善命 令に違反して 事故に至った 場合			
		処分基 準4(2) イの事業 停止命令 に従わな い場合若 しくは、処 分基準4	・遊漁船業務 主任者に業務 を行わせなか った場合(法 第12条) ・遊漁船業務 主任者を選任 していない場 合(法第21条 第1項第3号 に掲げる事由 のうち、法第					処分基 準4(2) イの事業 停止命令 に従わな い場合若	・遊漁船業 務主任者に 業務を行わ せなかった 場合(法第12 条) ・遊漁船業 務主任者を 選任してい ない場合(法			

新						旧						変更点
		ウの（ア） から（ウ） に係る違 反等が認 められる 場合又は、 処分基準 4（2）ア による業 務改善命 令に違反 して事故 に至った 場合、緊急 を要する 違反のた め聴聞を 行わず、た だちに登 録の取消 を行う。	6 条第 1 項第 <u>14号</u> に該当す ることとなっ た場合） ・保険切れの 場合（ <u>法第21条</u> 第 1 項第 3 号に 掲げる事由のう ち、 <u>法第 6 条第</u> <u>1 項第15号</u> に該 当することとな った場合）					しくは、処 分基準 4 ウの（ア） から（ウ） に係る違 反等が認 められる 場合又は、 処分基準 4（2）ア による業 務改善命 令に違反 して事故 に至った 場合、緊急 を要する 違反のた め聴聞を 行わず、た だちに登 録の取消 を行う。	第19条第 1 項第 3 号に 掲げる事由 のうち、 <u>法第</u> <u>6 条第 1 項</u> <u>第 8 号</u> に該 当すること となった場 合） ・保険切れ の場合（ <u>法第1</u> <u>9条第 1 項第</u> <u>3 号</u> に掲げる 事由のうち、 <u>法第 6 条第 1</u> <u>項第 9 号</u> に該 当することと なった場合）			
6	その他	処分基 準による 不利益処	・登録を受け ないで遊漁船業 を営んだ場合			6	その他	処分基	・登録を受			

新						旧						変更点
		分ではな く告発す ることが できるも の	(法第3条第1 項) ・廃業の届出 をしなかった場 合(法第10条第 1項) ・遊漁船業者 以外の者が標 識又はこれに 類似する標識 を掲示した場 合(法第17条 第2項)					準による 不利益処 分ではな く告発す ることが できるも の	けないで遊漁 船業を営んだ 場合(法第3 条第1項) ・廃業の届 出をしなかつ た場合(法第 9条第1項) ・遊漁船業 者以外の者 が標識又は これに類似 する標識を 掲示した場 合(法第16条 第2項)			